業務委託(仮)契約書(案)

1 委託業務の名称 荒尾市立小中学校タブレット端末整備運用等業務委託

2 委託業務の内容 仕様書のとおり

3 履行期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

4 業務委託料 総額

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

円)

円

(内訳)

端末整備等に係る業務

円

運用等に係る業務

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

円(月額

5 契約保証金 免除

上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 荒尾市宮内出目390番地

荒尾市

代表者 荒尾市長

受託者

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、仕様に従い、日本国の法令を遵守し、この契約 (この契約書及び仕様を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書記載の業務(以下「業務」という。)を頭書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受託者に対して行うことができる。この場合において、受託者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、この契約書若しくは仕様に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と 受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において 定めるものとする。
- 5 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び仕様における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第34条の規定に基づき、委託者と受託者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による 車属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除 (以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、同項 に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行 った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
- 4 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第4条 受託者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が 当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現の ためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該 当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受託者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないと にかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、この条、この 項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

- 第5条 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様において指定した主たる部分を第三者に委任 し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、前項の主たる部分のほか、委託者が仕様において指定した部分を第三者に委任し、 又は請け負わせてはならない。
- 3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が仕様において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(履行報告)

第6条 受託者は、仕様に定めるところにより、この契約の履行について委託者に報告しなければ ならない。

(貸与品等)

第7条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等 (以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、 仕様に定めるところによる。

- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受託者は、仕様に定めるところにより、業務の完了、仕様の変更等によって不用となった貸与 品等を委託者に返還しなければならない。
- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第8条 受託者は、業務の内容が仕様又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に 適合しない場合において、委託者がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならな い。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事 由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変 更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第9条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、 その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 仕様が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - (2) 仕様に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 仕様の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等仕様に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 仕様に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見した ときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに 応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、仕様の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様等の変更)

第10条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様又は業務に関する指示(以下この条及び第12条において「仕様等」という。)の変更内容を受託者に通知して、仕様等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第11条 委託者は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)である場合のほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え、業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受託者の提案)

- 第12条 受託者は、仕様等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見 し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様等の変更を提案する ことができる。
- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、 仕様等の変更を受託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、前項の規定により仕様等が変更された場合において、必要があると認められるとき は、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第13条 委託者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その 他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込 まれる日数等を考慮しなければならない。

(受託者の請求による履行期間の延長)

- 第14条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履 行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事

由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害 を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

- 第15条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更 を受託者に請求することができる。
- 2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第16条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日(第14条の場合にあっては、委託者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受託者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

- 第17条 業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の 日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者 が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(臨機の措置)

- 第18条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を 聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければな らない。
- 3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨 機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(一般的損害)

第19条 業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(仕様に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第20条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(仕様に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える仕様の変更)

- 第21条 委託者は、第8条から第12条まで、第14条、第15条、第18条又は第19条の規定により業務 委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委 託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様を変更することができる。この場合において、仕様の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務報告書の提出)

- 第22条 受託者は、「端末整備等に係る業務」が完了した場合は、業務完了報告書を提出するものとする。また、「運用等に係る業務」については、月ごとの業務の実施状況を、「業務報告書 (月間) | により翌月10日までに記載押印し、委託者に提出するものとする。
- 2 委託者又は委託者が履行確認を行う者として定めた職員は、前項の規定による報告書の提出を 受けたときは、受付した日から10日以内に仕様に基づく業務の履行確認を行うものとし、当該 確認の結果を受託者に通知しなければならない。

(業務委託料の支払)

- 第23条 受託者は、前条第2項の履行確認において、仕様に基づく業務の履行が認められたとき は、業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料 を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限 を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。) の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えると きは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(第三者による代理受領)

- 第24条 受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する 支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に 対して前条、前項の規定に基づく支払をしなければならない。

(契約不適合責任)

- 第25条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受託者に対し、修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に相当の負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行を追完することができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行 の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができ る。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく。直ちに代金の減額を 請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける 見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の任意解除権)

第26条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条から第29条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、 その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

- 第27条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の 催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間 を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき は、この限りでない。
 - (1) 正当な理由なく、業務の着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく、第25条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

- 第28条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) この業務を遂行することができないことが明らかであるとき。
 - (2) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する 意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (3) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても 契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないとことが明らかであるとき。
 - (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
 - (6) 第31条又は第32条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (7) 受託者(受託者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同

- じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目 的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的 あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると き。
- カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアから才までのいずれかに該当すること を知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受託者が、アから才までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対してこの契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- 第29条 委託者は、受託者(受託者が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において 同じ。)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することがで きる。
 - (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に 関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置 命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律 第45号)第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第30条 第27条各号又は第28条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものである ときは、委託者は、第27条又は第28条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第31条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告を し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経 過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、 この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

- 第32条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第10条の規定により仕様等を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第11条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5 (履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えるとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第33条 第31条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるとき は、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(解除の効果)

第34条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

(解除に伴う措置)

- 第35条 受託者は、この契約業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第26 条から第29条までによるときは委託者が定め、第31条から第33条の規定によるときは受託者が委 託者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等 については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

- 第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この業務において契約不適合があるとき。
 - (3) 債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰すること ができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。
- 3 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履 行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法 等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の財務大臣の決定する率(以下「財務大臣 の決定する率」という。)で計算した額とする。

(受託者の損害賠償請求等)

第37条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償 を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照

- らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- (1) 第31条から第33条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第23条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額 につき、延滞日数に応じ、財務大臣の決定する率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求で きる。

(契約不適合責任期間等)

第38条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第22条第2項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害賠償の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において、「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等することができる。
- 5 前各号の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければならない。当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書等の記載、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(相殺)

第39条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで財務大臣の決定する率で計算した利息を付した額と、委託者が支払うべき業務委託料とを相殺できることとし、なお、不足があるときは追徴する。

- 2 前項の規定による追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき財務大臣の決定する率で計算した額の延滞金を徴収する。
- 3 第1項の規定の場合においては、委託者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(保険)

第40条 受託者は、仕様書等に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

(契約外の事項)

第41条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定める。